

大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と株式会社キング観光（以下「乙」という。）は、伊勢市内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「大規模災害時」という。）において、乙が所有する施設の駐車場の一時使用について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害時において、乙の所有する施設の駐車場を市の物資集配拠点の臨時駐車場や物資輸送車両の待機場所（以下「臨時駐車場等」という。）として一時使用する場合における必要な事項を定めるものとする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする大規模災害とは、多数の火災、救助救急事故が発生する次の各号に掲げるものとする。

- （1）大規模地震災害
- （2）その他前号に掲げる大規模な災害及び政府において激甚災害に指定された災害

（臨時駐車場）

第3条 甲は、次に掲げる施設を物資集配拠点の臨時駐車場等に使用する。

名 称 キング観光伊勢店
所 在 地 伊勢市西豊浜町174番地6
使用する場所 キング観光伊勢店の平面駐車場及び立体駐車場

（協力要請）

第4条 甲は、大規模災害時において、前条に掲げる乙の施設の一部を臨時駐車場等として一時使用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

- 2 前項に掲げる一時使用する期間は、前項に規定する協力要請を行ったときから概ね1ヶ月間とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 3 前2項の目的を達するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力要請の承認及び使用条件）

第5条 乙の伊勢店は、前条の規定による要請を受けたときは、物資集配拠点の円滑な運営のため、自己の自衛消防活動及び事業運営を阻害しない範囲内で、臨時駐車場等として使用させることを承認するものとする。この場合において、乙の伊勢店は、必要があると認めるときは、甲の職員を当該臨時駐車場等へ派遣する

よう要請することができ、甲はこれに応じて甲の職員を当該臨時駐車場等へ派遣するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が協定に基づく協力により要した費用は、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、甲が負担するものとする。

- 2 乙が施設の一部を甲に使用させたことに関し発生した損害のために生じた費用は、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては甲が負担するものとし、乙は、復旧が完了した後、これを甲に請求するものとする。

（駐車場利用時の事故等に係る責任）

第7条 乙の伊勢店は、臨時駐車場等を使用した際に発生させた事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和4年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了日の前日までに甲、乙から何らの意思表示もないときは、この協定は更に1年延長することとし、その後も同様とする。

（その他）

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項は、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年1月25日

甲 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙 桑名市中央町1-96
株式会社 キング観光
代表取締役社長 権田 清